

富山県第 4 期障害福祉計画（案）の概要

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成 29 年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするもの。

2 計画の位置づけ

- 障害者総合支援法（第 89 条）に基づく「富山県障害福祉計画」（計画期間：平成 27 年度～29 年度）
[第 1 期(H18～H20)：平成 19 年 3 月策定 第 2 期(H21～H23)：平成 21 年 3 月策定 第 3 期(H24～H26)：平成 24 年 3 月策定]
- 障害者基本法（第 11 条）に基づく「富山県障害者計画」（障害者のための施策に関する基本的な計画）のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
[富山県障害者計画（第 3 次）(H26～H30)：平成 26 年 3 月策定]

3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとともに、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

II 平成 29 年度の数値目標の設定 → (別紙)**III 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策**

- 1 サービスの種類ごとの必要な量の見込み → (別紙)
- 2 見込量確保のための方策（地域移行の推進と地域生活の支援、就労支援の強化、相談支援体制の整備等）

IV 各年度の障害者支援施設の必要入所定員総数 → (別紙)**V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置**

- 1 サービス提供にかかる人材の研修
- 2 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- 3 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進（障害者を理由とする差別の解消に向けた体制整備、普及啓発、障害者への虐待防止等）

VI 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - (1) 発達障害者支援センター運営事業（発達障害者や家族に対する相談、普及啓発等）
 - (2) 高次脳機能障害支援普及事業（高次脳機能障害者や家族に対する相談、普及啓発等）
 - (3) 障害児等療育支援事業（家庭訪問や外来による養育相談等）
 - (4) 障害者就業・生活支援センター事業（就労支援、生活支援）
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
 - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 3 広域的な支援事業
 - (1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築（地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実・強化等）
 - (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業（精神障害者の地域移行・定着を支援する人材育成、関係機関の連携体制の構築）
- 4 各種人材の養成
 - 手話通訳者養成研修、同行援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修 等

VII 障害児支援のための計画的な基盤整備

- 1 児童福祉法に基づく障害児支援の体系
- 2 本県における障害児支援の体制（早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける重症児等への対応力強化等）
- 3 障害児支援の種別ごとの必要な量の見込み → (別紙)

VIII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

県障害者施策推進協議会に報告、点検、評価を受ける。